

ID: 841

担当部署: 市民部 参事(廃棄物対策担当)

処分の概要	一般廃棄物収集運搬業の停止命令		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の3		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【基準】 法第7条の3の規定による。 (事業の停止) 第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。 (1) この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。 (2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなつたとき。 (3) 第7条第11項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。			
備考			
設定年月日	平成28年7月1日	最終変更年月日	令和5年5月24日